

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		受給者証の再交付
根拠法令及び条項		<p>新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第17条 (受給者証の再交付)</p> <p>第17条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、受給者証を汚損し、又は亡失したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書により、市長に受給者証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 受給者証を汚損したときの前項の申請は、その受給者証を添えて行わなければならない。</p> <p>3 受給者は、受給者証の再交付を受けた場合において、亡失した受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。</p>
所管部課係名		こども未来部こども給付課給付係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (規則の規定で言い尽くされているため)
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(令和5年1月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)